

Le GUIDE de CONDUIRE en FRANCE

フランス 運転ハンドブック

日本トランスユーロ ➤

Nippon Transeuro Group

JapanRelocation

Nippon Euromovers Sarl

Siège social : 71, rue Fondary 75015 Paris - Tel. 01-4058-1000 Fax. 01-4579-5384
E-mail : nipponeuromovers@franceseikatsu.com

franceseikatsu
わかは会

ルート



Le GUIDE de CONDUIRE en FRANCE

フランス 運転ハンドブック

Le GUIDE de CONDUIRE en FRANCE
発行 Japan Relocation SARL / édité par Japan Relocation SARL
発行人 西川明男
印刷 フランス / imprimé en France
Japan Relocation SARL 50 Marcel Dassault 92100 Boulogne Billancourt
Tél /Fax:01-4058-1999
Email:wakabakai@franceseikatsu.com - www.franceseikatsu.com
*本誌の広告のお問い合わせは、発行者までFAXにてお問い合わせ下さい。



Page 4 1 運転免許証を書きかえる

学生 (Etudiant-Elève) の場合
ワーキングホリデー滞在者の場合
観光客の場合

Page 5 長期滞在者 (Salarie) の場合

Page 7 2 マイカーを探す

新車 (voiture neuve) を買う場合
中古車 (voiture d'occasion) を買う場合
Page 8 レンタカーを利用する
リースを利用する

Page 9 3 自動車保険を選ぶ

日本出発の時点で用意しておくべきもの
保険に入りたいけれど、
滞在許可証を持っていない場合
保険を選ぶ
Page 10 保険ブローカー
帰国が決まり、保険解約手続き

Page 11 4 街へ出る

交通法規・道路標識
路上駐車・駐車違反
レッカーモーティ
信号無視
盗難
罰金額・罰則

Page 17

故障・SOS
C.T. (車両保安点検制度) にバスする
万が一、事故にあってしまった?
事故後、もしも裁判になつたら?
保険のカバー範囲
運転免許証のポイント

Page 18

Page 19

Page 24 5 帰国に関する諸手続き

帰国売り
廃車
帰国後の運転免許証の書きかえ方

Page 25

Page 26 Q&A

Page 30 イエロー・ページ

運転免許証を書きかえる

フランスで車を運転するには、まずは日本で取得した免許証をこちらで使える形にしなければならない。滞在形式やその期間によってそれぞれ手続きは違ってくるので、自らに合った過程をふもう。



学生 (Etudiant-Elève) の場合

■ *permis de conduire*
～運転免許証～

* 1-1
毎年、為替によって料金が異なる。

* 1-2
メガネ着用の人はメガネをしたもの。場合によっては身体検査のやり直しを要求される場合もある。

学生身分の場合、日本発行の運転免許証に法定翻訳をつけてのみ運転可能。ただし、学業期間内のみとなる。

■ 法廷翻訳を取得するには？

法定翻訳は、在仏日本人会、法定翻訳家または日本大使館で頼むことができる。大使館の場合、1件19.50ユーロ (*1-1)。3日間で発行。必要な書類は次のとおり。

- (1) 写真 (*1-2)
- (2) 日本発行の運転免許証のオリジナル
- (3) パスポート
- (4) 滞在許可証

ワーキングホリデー滞在者の場合

日本発行の運転免許証に法定翻訳（上記参照）をつけてのみ運転可能。ただし、ワーキングホリデー期間内のみとなる。

* 1-3
国際運転免許証には、「ウイーン条約」と「ジュネーブ条約」による2種類がある。日本は「ジュネーブ法」で、日本発行の国際運転免許証はフランスで有効。しかし、フランスは「ウイーン条約」なので、フランス発行の免許証で日本で運転するときには、「ジュネーブ条約」にのっとった、日本語の法定翻訳付きの免許証で、入国から1年内のみ有効。



観光客の場合

日本で発行された国際運転免許証 (*1-3) のみ運転可能。

■ 国際運転免許証を取得するには？

<渡仏前>運転免許試験場や警察で取得できる。申請に必要な書類は次のとおり。

- (1) パスポート（有効期限が1年以上残っているもの）
- (2) 免許証（原本、コピー不可）
- (3) 写真1枚（5×4 cm）
- (4) 手数料2,650円（各県によって手数料が異なる）。

<渡仏後>すでにフランスに滞在している場合は、親族など委任状により委任関係が明確にしてあれば、代理人による申請もできる。申請地は日本の運転免許試験場で、必要な書類は次のとおり。

- (1) 委任状
- (2) 免許証（原本、コピー不可）
- (3) 写真1枚（5×4 cm）
- (4) 手数料2,600円。

長期滞在者 (Salarie) (*1-4) の場合

フランス入国日 (Date d'entrée en France) から 3ヶ月間は、日本発行の運転免許証に法定翻訳 (P.4参照) をつけて、または国際運転免許証で運転可能。

しかし、それ以後は、必ずフランスの運転免許証 (Permis de Conduire) に差しかえなければならぬ。

■フランスの運転免許証に差しかえるには?

差しかえに必要な書類は次のとおり。

(1) 日本の運転免許証 (ただし、フランス滞在前に取得したもの。一時帰国した際に取得したもののは対象にならないので注意)

(2) (1) の法廷翻訳

(3) 滞在許可証

(4) 居住証明書 (電気やガス料金の過去 6ヶ月以内の請求書)

(5) 写真 2枚 (カラー・モノクロのどちらでもよい)

以上の 6 点を、住んでいる地区の県庁 (Préfecture)、または市役所 (Sous-Préfecture, mairie) (*1-5) へ持っていく。引渡しは地区によって異なる。

* 1-4

長期滞在とは、3ヶ月以上続けて滞在すること。ただし、学生は長期滞在者とはみなされない。



「わかば会 ジャパンリロケーション社」では、言葉に自信がない人などのために、運転免許証の差しかえ手続きの同行サービスを行っています。80ユーロ／1時間より。TEL/FAX 01-4058-1999

* 1-5

パリ在住の場合は、パリ市庁舎 (Mairies de Paris) へ。住所は、Place de l'Hôtel de ville (4e)。

→ 日本の運転免許証の更新・失効・紛失にご注意!

● 更新

日本発行の運転免許証の有効期限は、一般是3年間、優良ドライバーは5年間。日本に一時帰国した際に更新を行う場合は、特別に住民登録することなく、実家、ホテルなどの一時滞在先を住所として更新できることになっている。

申請は住所地の運転免許試験場で、必要な書類は次のとおり。

(1) 運転免許証

(2) 写真 1 枚 (3×2.4cm)

(3) 一時滞在先を証明できるもの (父母や滞在先ホテル支配人の証明書など)

(4) 手数料 (更新手数料2,200円+講習手数料一般運転者1,700円/優良運転者700円)

(5) 更新連絡書 (ある場合のみ)

● 失効

フランスの免許証に差しかえている場合、滞在中に日本の運転免許証が切れたとしても問題はない。なぜならば、フランスの免許証があるから。日本で運転する場合は、法廷翻訳付きのフランスの免許証で運転ができる (P.25参照)。

フランスの免許証に差しかえておらず、日本の運転免許証が失効 (*1-6) した場合には、失効後の期間によって以下のように手続きがかわってくるので注意しよう。当然、失効後の期間が長くなれば長くなるほど手続きは面倒になるので、一時期国外にいるときに早めに済ませておきたい。

・失効後 6ヶ月以内

運転免許試験場で通常どおりの更新手続きを行う。

・失効後 6ヶ月～3年

国外にいたため更新できなかったことを証明でき、また帰国後 1ヶ月以内の申請であれば、学科試験・技能試験が免除され、適性試験のみで更新できる。

・失効後 3年以上

技能試験のみが免除され、学科試験は免除されない。

* 1-6

免許証の更新時期はあらかじめわかっているので、失効しないのが一番。海外長期滞在者 (3ヶ月以上対象) の場合は、満期の 1 年前から更新手続きが可能なので、できることなら渡仏前に済ませておきたい。

● 紛失

フランスで免許証を紛失してしまった場合には、帰国後に再交付申請手続きを行う。

ステイタス・チェンジ

ステイタス・チェンジの場合、非常に複雑で、通常は、滞在許可証の発行日から1年以内は書きかえが認められるはずだが、手続き申請から完了までの空白期間のためにトラブルになる場合がある。滞在許可証の正規の滞在発行日を、必ず自分で確認した方がいいだろう。

滞在身分（結婚、学生→就職などにより）に変更が生じたら、1年以内にその身分にあった許可証に差し換えなくてはならない。

★注意！

1年以内の書きかえだからと、うっかりしていて期日を逃す人が多い。書きかえ期日はきちんと窓口で確かめよう。

■ passer son permis ～運転免許試験を受ける～

* 1-7

ワーキングホリデー滞在者の場合は、滞在許可書がないので、フランスでの免許証取得は不可能。

* 1-7

教習所の料金は、全て込みで、650ユーロ～750ユーロぐらい。

* 1-8

学科教習5時間30分、技能教習20時間ほど。



★フランスでの免許証取得は意外にも時間がかかる。日本よりも規定の時間数は少ないが、教習所の先生の人数が少なく、スムーズには時間をこなしていくことができない。特に、田舎ほどそれはいえる。

フランスで 運転免許証取得に挑戦！

日本で免許証を取得していない場合は、フランスの教習所（auto-école）に挑戦してみよう(*1-7)。言葉の壁はあるかもしれないが、こちらの交通ルールに慣れながら学べるというメリットもある。

必要書類は、教習所によって異なるが、次のとおり。

- (1) 滞在許可証のコピー
- (2) 写真
- (3) 収入印紙（教習所によって料金は違う）
- (4) 居住証明書

免許取得までの過程は、基本的には、学科教習→学科試験→技能教習→技能試験。学科教習、技能教習は、それぞれ規定の最低時間数(*1-8)をこなす。

学科試験は選択式。リモコンを利用して回答するシステムを導入しているところがあるが、本番前にリモコンの使い方をしっかりマスターしておいた方がいい。回答がわからっていても使い方がわからず混乱して、不合格なんてことになりかねない。技能教習は日本のような教習施設はなく、最初はパーキングや空き地を利用して行われ、その後は一般的な路上教習へ移る。技能が身についたと判断されれば技能試験となる。試験は短時間で、日本ほど厳しいものではない（試験のときは身分証明書が必要なので忘れずに）。

試験にパスした後、下記の書類を県庁に提出し、数週間後に免許証を取得できる。

- (1) 合格証
- (2) 身分証明書のコピー（オリジナルも持参）
- (3) 小切手（約23ユーロ）

パリの教習所

Auto Ecole Carpeaux
125 rue lamrck 75018 PARIS
Tél : 0142281561
Fax : 0142281561

C.E.R. Bobillot
41 Rue Bobillot
75013 Paris
Tél : 01.45.80.51.37
Fax : 01.45.89.38.73

PRATIC AUTO ECOLE
1-3 Av. de la Porte de Brancion
75015 PARIS
Tél : 01 56 56 51 05
Fax : 01 56 56 51 04

SARL CIRP (CIR+)
République / G.Tell / Parmentier
22 Rue Guillaume tell
75017 Paris
Tél : 01.47.00.63.88
Fax : 01.43.57.10.91

(2) マイカーを探す

もちろん新車の購入がベストだが、フランスでは中古車の売買もさかん。自分の好みや予算に合った車選びを考えよう。学生ならば、必要に合わせてレンタカーを利用する手もある。



新車 (voiture neuve) (*2-1) を買う場合

イエロー・ページ (page jaunes) などでディーラーを調べ (P.8 参照)、直接出向くか、あるいは電話でカタログなどを送ってもらう。いくつかあたってみて、値段を比べてみよう。交渉次第では値引きしてくれることも。

* 2-1

フランスでは、オートマティック車 (voiture automatique) は少なく、ほとんどが取りよせになるが、TOYOTA、OPELなどのディーラーでは、オートマティックストックが多い (P.8 参照)。

中古車 (voiture d'occasion) を買う場合

中古車は、ディーラーの他、情報誌 (*2-2)、インターネットなどのアノンスでも探すことができる。

中古車を買うには、次の 6 種類の書類が必要になる。

- (1) **Carte grise**=自動車登録証
- (2) **Certificat de non-gage**=無担保証明書 (P.8 参照)
- (3) **Certificat de contrôle technique**=車両点検証明書 (4 年以上のもの)
- (4) **Certificat de cession** =譲渡証明証 (**Certification de Vendre**、売却者よりもらう)
- (5) **Carte séjour**=滞在許可証
- (6) **Justification de domicile**=居住証明書 (公共料金の請求書など)

以上を、その地区の県庁 (Préfecture) に、契約成立後 15 日以内に申請しなくてはならない。申請の際には売側が書いた、売買成立の日付を署名する。一度申請すると、次に別の車を購入するまで必要な。ただし、住所が変更になった場合、運転免許証の申請は必要ないが、自動車登録証 (Carte grise) はその地区の県庁 (Préfecture) に申請する。

* 2-2

「La Centrale des Particuliers」や「L'argus」などが有名。いずれも毎週木曜日発売。気に入った車があれば、売り主に直接コンタクトをとる。

voiture d'occasion

中古車をおさがしですか？

日本語での中古車選びなら、ジャパンリロケーションへ。

- ここが違う
- ● ● ● ●
- 帰国する日本人駐在員の自動車をご紹介できます。
- 信頼できる中古自動車業者 数社と提携してご紹介できます
- 日本人担当者が、登録までの手手続きをお世話します。
- カーアシスタントサービスで、修理、メインテナンスも日本語で。
- 自動車保険のお申し込みまで、すべて日本語で。
- 新車の場合は、自動車リースのお取次ぎも致します。

ジャパンリロケーション TEL .01-4058-1999



レンタカーを利用する

マイカーを買うまでは車を必要とはしていないが、パリ近郊や地方に旅行に出るときには、車を利用したいという人にはレンタカーがおすすめ。料金も日本に比べると手頃だ。以下、パリ市内のレンタカー会社をいくつか紹介する。この他、SNCFの鉄道レンタカー（train+auto）も便利。

◎ADA Location

住所 78 av.des Ternes(17)
TEL : 01.40.55.00.81
FAX : 01.45.74.57.90

◎RENTACAR

住所 79 rue de Bercy (12)
TEL : 01.43.45.98.99
FAX : 01.43.44.29.77
<http://www.rentacar.fr/>

◎EUROPCAR

住所 2 rue Robert Esnault Pelterie
TEL : 01.44.11.03.80

◎HERTZ

住所 27 pl.St Ferdinand (17)
TEL : 01.55.37.71.20

◎AVIS

住所 5 rue Bixio (7)
TEL : 01.44.18.01.21

★中古車を購入しCarte griseを変更するときの流れは、パリの場合は次のような感じだ。

パリではシテ島の Préfecture de police (メトロ cité下車)で行う。入口でセキュリティーチェックを受けた後、受付 (Accueil) を通り、Escalier Dへ向かっていき、その途中の左手に Carte grise事務所がある。事務所に設置されている機械でCarte griseの番号を入力して、Certificat de non engage (situation) を入手する。受付でCarte griseを申し出て、番号札をもらい順番を待つ。提出書類に不備がなければ、その場すぐに新しいCarte griseが発行される。ただし、書類が全て揃っていないければ、また出直さなければならない。

リースを利用する

法人用にはリースの利用がおすすめ。

どの自動車ディーラーでも、ファイナンスリース、メンテナンスリースなど、各種のリースを扱っている。

自動車ディーラー

パリ近郊の自動車ディーラーの住所・連絡先は、下記の通り。

◎NISSAN

住所 74 bd de Grenelle (15)
TEL : 01.45.75.09.90
住所 48 rue Molitor (16)
TEL : 01.46.51.80.60

◎MAZUDA

住所 20 bd Hôpital (5)
TEL : 01.47.07.15.18

◎Audi SAAB OPEL

TEL : 01.58.17.17.50
· Cap Ouest Automobiles (OPEL&SAAB)

◎TOYOTA

住所 3 rue de Normandie
92000 ASNIERES
TEL : 01.46.13.38.53
FAX : 01.47.80.00.33

◎FORD

住所 76 rue Longchamp (16)
TEL : 01.53.70.04.04

住所 6 bis rue de la Ferme

92100 Boulogne-Billancourt
· Aliantls(AUDI)

◎HONDA

住所 2 rue Cambonnière (15)
TEL : 01.47.83.70.25

◎RENAULT

住所 120 bd Montparnasse (14)
TEL : 01.43.35.05.54

住所 75 avenue Arlatide

Briand 92120 Montrouge
住所 229 rue lecourbe (15)
· Garage MONTRET(OPEL)

◎MITSUBISHI

住所 65 bis Entrepreneurs (15)
TEL : 01.45.75.91.10
FAX : 01.43.44.29.77

◎PEUGEOT

住所 37 rue de Lyon (12)
TEL : 01.44.89.16.10

◎BMW

住所 9 rue Claude Pouillet (17)
TEL : 01.44.29.05.10

(3) 自動車保険を選ぶ

- 自動車保険の加入は、義務づけられている。
- 保険を選ぶときは、何がカバーされているのかをしっかり確認しよう。
- 日本ではまだ馴染みがないが、
- 保険ブローカーに相談するのも一つの手だ。



日本出発の時点で用意しておくべきもの

まず、「無事故割引率つまり、無事故であるという証明書」を用意しよう。これがあると、通常の保険料の20%以上の割引。全体の20%と、総計すると結構な額になるので忘れずに！！この無事故証明書（ボーナス）は、必ず自分が入っている保険会社が作ったものを年数計算で用意する。なお、交通センターで作成されたものは無効になる可能性があるので注意しよう。



保険に入りたいけれど、滞在許可証を持っていない場合

保険に加入する際必要になってくるのが、もちろんCarte Sejour（滞在許可証）、もしくはレセバセ。でも、来たばかりでまだ申請中という人も結構いるはず。この場合、到着後1年以内なら、許可証がなくても自動車保険に加入でき、仮車検証を発行してもらうことができる。ただし、許可証がおりたら速やかに正式な手続きを済ませること。これを忘れて1年後に契約不履行になってしまうケースもあるのでご注意。

保険を選ぶ

自動車保険には、掛け金やカバー範囲など様々な種類があるので、よく確認して選ぼう。保険に加入すると、保険会社から保険証明のグリーンカードが送られてくるので、フロントガラスの右下にヴィニエット（Vignette）とともに貼って運転する。

● 賠償責任損害保険（Assurance responsabilité civile aux tiers）

第三者に対する責任損害保険で、最低かけなければならない。ここでいう第三者とは、車外の被害者のほかに、同乗者、また家族も含む。ただし、本人はカバーされていない。

6ヶ月ごとの更新。

● 全損保険（Tous risque）

車の破損、盗難など、あらゆる事故を保障する保険。

● その他

保険会社によっては、24時間態勢で事故後のヘルプサービスをするオプション付の保険も用意している。

自動車保険は、年毎の更新時に保険の掛け金の増額・割引の制度（Bonus-Malus）がある。どの保険会社も同一の条件で、過去1年間の事故が審査対象になる（P.29参照）。

「わかば会 ジャパンリロケーション社」では、日本語で保険の申し込み代行をしています。また、事故発生時のクレーム対応サービスもあります。

TEL/FAX 01-4058-1999

■ coller sa vignette sur le pare-brise
～フロントグラスに納税済証をはる～

★個人間で車を購入し、新しい車両登録証（Carte Grise）入手するまでの間に運転をする場合には、保険を掛けるのを忘れないようご注意！

前の持ち主がCarte grise上に売却日付けを書くことになっているが、この日付をもって、その車の保険は切れてしまう。無保険の車は罰金や免許取り上げなどの重い処分が待っているので気をつけよう。

保険ブローカー

* 3-1

保険ブローカーは、日本ではあまりその存在を知られていないが、欧米ではすでに大きな位置を占めている。

保険の内容は当然会社によって違ってくる。「どの保険会社がサービスが充実しているか?」、または「自分のニーズに合っているか?」など、見比べるのは難しい。

そんなとき、力になってくれるのが保険ブローカー^(*)3-1)。まずは保険ブローカーに、自分にどんな保険が必要かなどを相談するのもよいだろう。

◎AON

住所 45 rue Kleber

92697 Levallois-Perret CEDEX

TEL : 01.58.75.75.75

FAX : 01.58.75.77.77

◎MARSH SA

住所 54 Quai Michelet

92681 Levallois-Perret CEDEX

TEL : 01.46.39.79.87

FAX : 01.41.34.54.23

★保険の解約は、必ず車が自分の手元を離れる最後の瞬間まで待っておくこと!

もう次の売り手も決まり、あとは引き渡しだけだからと保険を解約。しかし車庫にあった車のガラスを割られて、車内の荷物を盗難されたというケースもある。

帰国が決まり、保険解約手続き

解約の際は、手紙で手続きを行う。電話ではなく必ず何らかの文書によって告知が必要。

内容は簡単なもので構わない。例えば「私(本人の名前)は、日本(もしくはほかの国)に行くので、何年、何月、何日をもって解約を希望します」というような手紙(Mutation)を保険会社の担当者に送る(見本参照)。このようにフランスを出国しなければならないというような理由がある場合は、告知から解約手続きまで1ヶ月ぐらいができる。ただし、特別な理由のない場合、例えば「保険会社を変更したい」などという場合には、通常2ヶ月から3ヶ月間かかる。

手続きが終了すると保険会社から換金、返金が行われる。



YAMADA TARO
1, rue de JAPON
75001 PARIS
N de contrat : 12345
N de client : 54321

PARIS Le 01/03/03

Madame, Monsieur,

je vous informe par la présente que je desire résilier mon contrat d'assurance habitation le 31 JANVIER 2002 pour cause de mutation l'étranger.

Je vous remerci de bien vouloir en prendre bonne note et vous prie d'agrée, Madame Monsieur, l'expression de mes sentiments distingués.

M.YAMADA TARO

保険解約のための手紙例文

(4) 街へ出る

免許証、車、保険がそろったら
いよいよ街へ！
その際に、フランスの交通法規・道路標識は
しっかり学んでおこう。
また、駐車違反や事故にあってしまったときの
対処法なども知っておきたい。



交通法規・道路標識

交通規則 (code de la route) は日本の場合とほとんど同じだが、大きく異なる部分もいくつかあり、とまどうこともあるかも知れない。以下、道路標識 (le panneau) と合わせて特に注意を要するものをまとめてみたので、初めて街へ出る前には必ず確認しておこう。

● 右側通行

日本での交通法規との大きな違いは、「右側通行」。ハンドルも、左ハンドルが主流でギアは右手で扱うことになる。交差点で左右に曲がること1つとっても、いつもとは違う感覚を味わうだろう。慣れるまでは、とにかく慎重な運転を。

● 交差点 (intersection)

<右側優先の交差点>

交差点では基本的に、交差する道路の右側からくる車に優先権がある。

図4-1のように、信号や特別な標識がない交差点、または「右側優先が適用される交差点」の標識がある場合、車Aは車Bの通過を待ってから、発進する。

<交差点での標識>

(1) 「一時停止」(図4-2) の標識、または道路標示では、交差点で一時停止。

「交差する道路を通行する車優先 (Cédez le passage)」(図4-2) の標識、または道路標示がある場合は、その標識が示す通り、交差する道路を通行する車に道をゆずる。

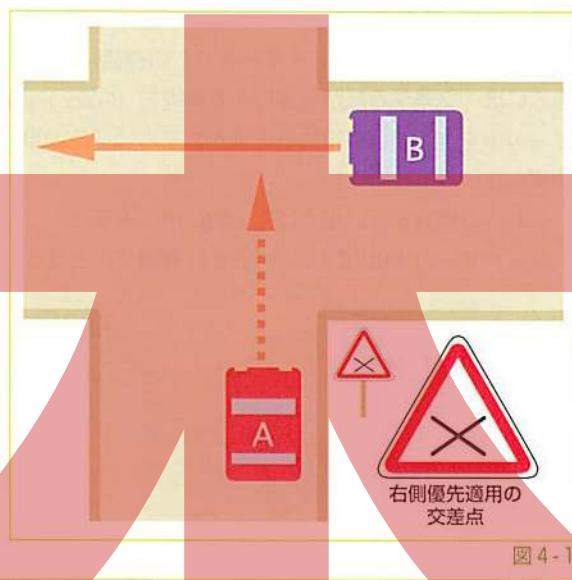


図4-1

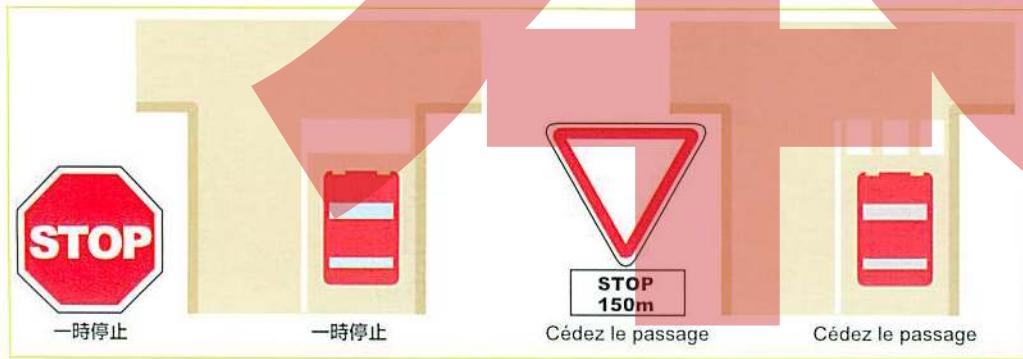


図4-2

- faire de la voiture
～ドライブする～
- conduire une voiture
～車を運転する～
- le feu
～信号～
- démarrer
～発進する～

★道路地図を調べるために便利なサイトは MAPPY (<http://www.mappy.fr/direct/mappy/accueil>)。

調べたい住所を入力すれば、すぐに地図がでてくる。FromとToの両方を入力すれば、距離・時間・道順などもでてきて便利。また、最寄りのレストラン、ホテル、ガソリンスタンドなども調べられ、旅行前にはチェックしたい。



日本の免許を切り替えて、フランスの免許はある。でも、実際の運転はちょっと自身がなく心配だ…。そういう方は、何時間か慣れるまで同乗サービスを！

自動車教習所では、免許所有者への同乗サービスをしているところもあります(フランス語のみ)。

または、運転歴のながい日本人が同乗し、フランスの交通一般を説明するサービスもあります。

いずれも、予約は「わかば会 ジャパンリロケーション社」で行っています。
TEL/FAX 01-4058-1999

- tourner à gauche
(à droite)
～左(右)に曲がる～
- piéton
～歩行者～
- conducteur
～横断歩道～

(2) 一方、「交差点での優先 (Prioritaire à l'intersection)」「優先道路」(図 4-3) の標識がある場合は、すべての交差点で、その道路を走る車が優先的に通過できる。

ただし、交差点で曲がる場合は、当然、直進する対向車線の車を優先させる。

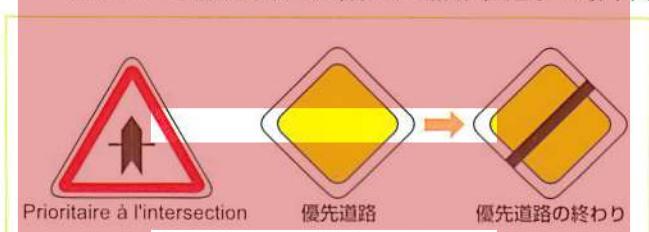


図 4-3

● 規制のある道路

「一方通行」「通行止め」の標識は図 4-4 の通り。

「右折のみ」(図 4-4) という指示の出ている道路もあるので注意しよう。



図 4-4



* 4-1

「パリ凱旋門のロータリーは保険がおりない」という噂があるが、あくまで噂。

● ロータリー (Carrefours Giratoires)

フランスの道路の特徴は、ロータリー^(*)を中心にして何本もの道が放射線状に伸びていること。フランスで車を運転していれば必ずこのロータリーにぶつかる。

果たしてフランス人は、どのようなルールでロータリーを運転しているのか、確認してみよう。

<ロータリーの入り方>

図 4-5 のように、「ロータリーあり」の標識に「この道路に優先権なし (Vous n'avez pas la Priorité)」あるいは「交差する道路を通行する車優先 (Cèdez le passage)」(図 4-2 参照) とある場合は、ロータリーの中を走っている車に優先権があるので、その車の通過を待って中へ入る。車 A は、車 B に先をゆずらなければならない。

これらの標識がない場合は優先的に中に入る。

ロータリーの中は右回り (時計と反対回り) となる。

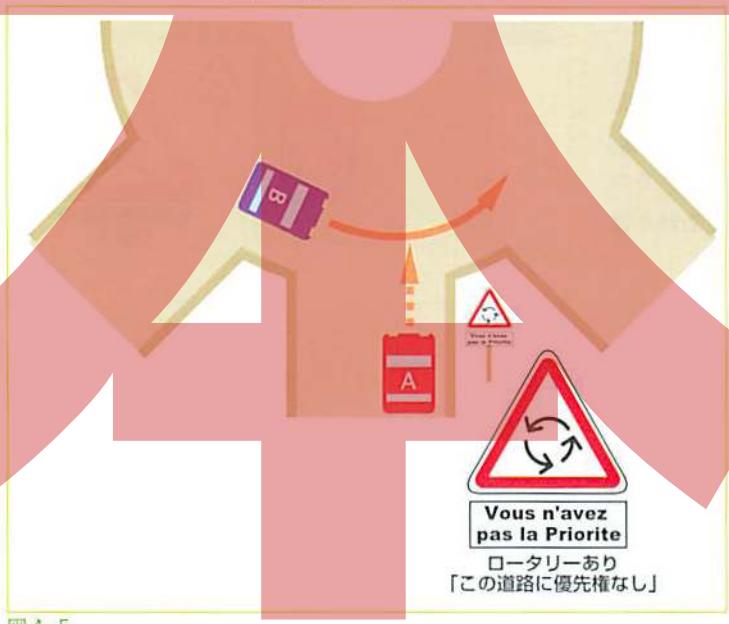


図 4-5

<ロータリーの出方>

図4-6の車Aのように、真正面、または右側に出る場合は、右側を運転し、出るときはウインカーを右に出して出る。車Bのように、左側に出る、またはUターンする場合は、内側を回り、出るときは、ウインカーを右に出して出る。

まだ、どこで出るかまだわからない場合には、外側を運転するのが基本。

ロータリーを回っているときは、自分が行く方向の道を探すことばかりに気をとられず、前後左右を走る車の動きにも注意しながら運転しよう。

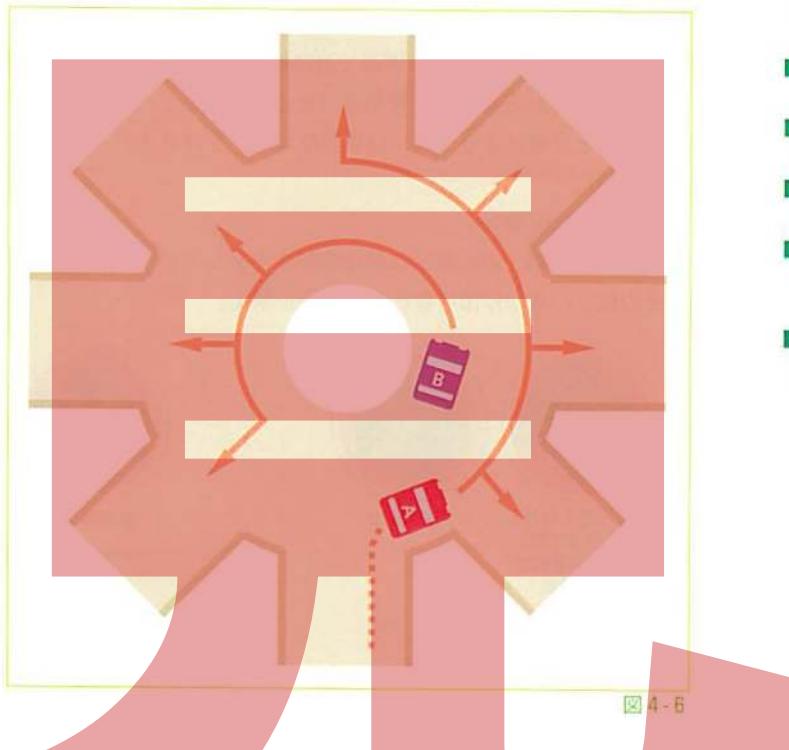


図4-6

●追い越し (Dépassement)

<左側追い越し>

前を走る車を追いこす場合は、左側を通過する。高速道路でも同じく、左側の車線から追いこす(図4-7)。

ただし、地方都市などで見られるtramウェイ (Tramway) が、両側通行道路の真ん中を走っている場合は、そのまま右側を通過すればよい。

<追い越し禁止 (Défense de dépasser) >

図4-8の標識や道路標示では、追い越し禁止なので注意しよう。その他、交差点や踏切での追いこしは当然禁止。

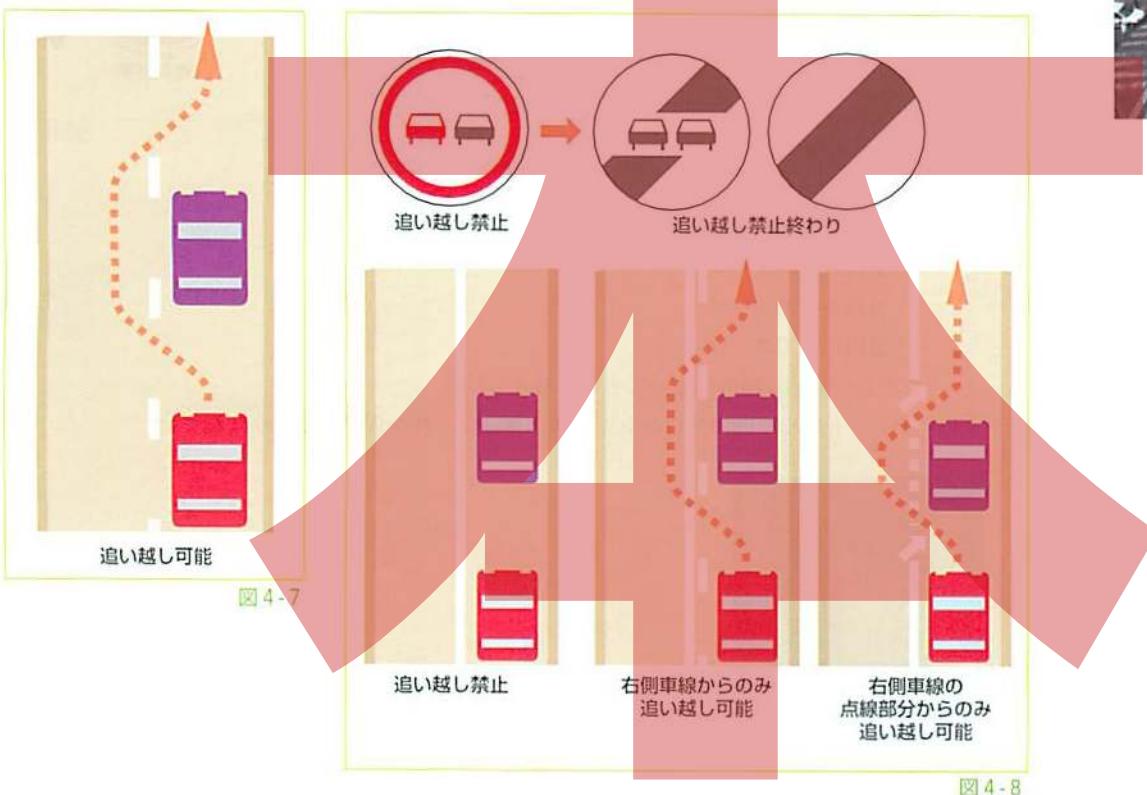


図4-7

図4-8

- dépasser la ligne blanche
～センターラインから
はみ出す～
- déboiter
～車線を変更する～
- décélérer
～減速する～
- accélérer
～速度を上げる～
- freiner pour ralentir
～ブレーキをふんで
速度を落とす～
- doubler une camionnette
～小型トラックを
追い越す～

- ralentir
～徐行する～
- freiner
～ブレーキをかける～
- parking interdit
～駐車禁止～
- parking autorisé
～駐車可～
- démarrer
～発進する～



バス停には駐停車禁止の道路標識も見られる（黄色のジグザグマーク）。

● 駐停車 (Arrêt Stationnement) >

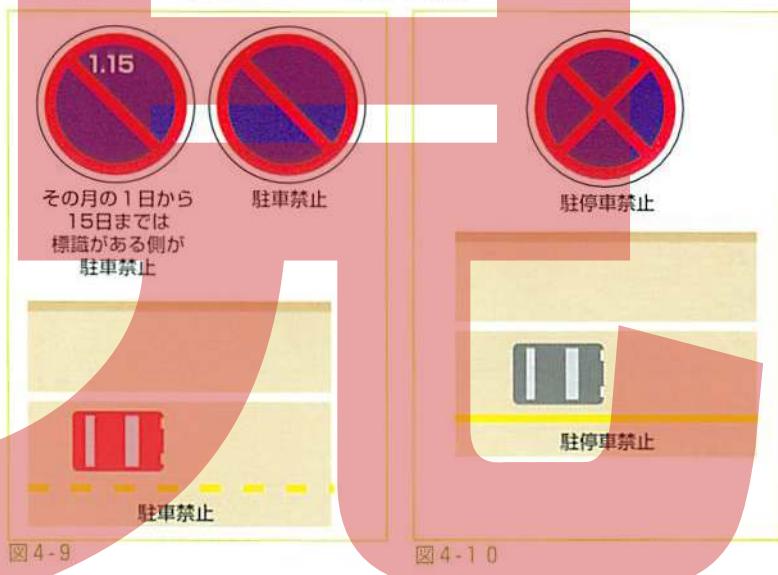
<駐車禁止区域>

駐車禁止区域は図4-9の標識や道路標示で示されている。ここでは、人の乗り降りや荷物の積み下ろしの必要がある場合の停車はできる。しかし、それ以外の駐車や、短時間ですむからと車から離れるることは避けよう。いつ駐車違反カードをはさまれるかわからない（P.16 路上駐車・駐車違反の項参照）。

<駐停車禁止区域>

図4-10の標識、道路標示は駐停車禁止を示している。停車もできないので注意。

その他、バスの停留所などでも駐停車禁止。



ここは有料駐車区域。有料 (payant) と道路標識にある。

<パーキングメーター (parcmètre) >

図4-11のように、有料駐車 (Stationnement payant) のマークがあるところでは、パーキングメーターなどで駐車料金を支払わなければならない。使い方は次のとおり。

- (1) 駐車したら、パーキングメーターへ。
- (2) 駐車する時間分のチケットを買う。

お金を入れ希望の駐車時間に合わせ、緑のボタンをおせばチケットが出てくる。取消す場合はAnnulation (黄色ボタン)。

20mn=0.20ユーロ

30mn=0.50ユーロ

45mn=0.80ユーロ

1H00=1.10ユーロ

1H30=1.70ユーロ

2H00=2.30ユーロ

ただし、金額は場所によっても異なる。

- (3) チケットを歩道側のフロントガラスの裏側に、外から見えるようにおく。



図4-11



● 高速道路 (Autoroute) (*4-2)

<料金所 (Péage) >

料金所には、以下3つの種類がある。

- (1) チケット自動販売機：ここでは、あとの支払いのためにチケットを受け取る。
- (2) 販売員：チケットを受け取る。または、自動販売機で受け取ったチケットに従って、支払いを行う。
- (3) 料金投入ケース：必要な料金をこのケースに投入し、支払いを行う。

<緊急停止>

日本の高速道路と同じで、緊急に停止する必要があるときは、一般車線から出て一番右側の緊急停止車線 (Band d'arrêt d'urgence) 内に止める。もし、再出発できないよう状態あれば、電話で修理 (dépannage) や救援 (secour) を呼ぶ。緊急用の電話ボックスの位置は図4-1-2の標識で表示されている。

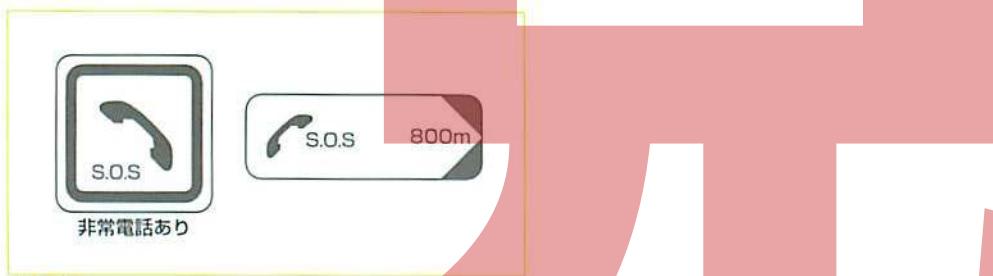


図4-1-2

<サービスステーション (Aires du Repos) >

サービスステーションには、日本と同じようにレストランやトイレ、ガソリンスタンド、ホテルなどがある。サービスエリアのホテルは宿泊代金が高めに設定されているのでご注意を。

ガソリンスタンドには、トイレ横にシャワー室があり、レジで代金を支払い鍵を借りれば利用でき、長距離運転のリフレッシュには最適だ。また、一部のガソリンスタンドには、ATM現金自動引き出し機や、コインランドリーまで併設されている。

● 制限速度 (limite de vitesse)

図4-1-3の「制限速度」の標識がある場合は、それに従う。その他、一般的な制限速度は次のとおりになる。警察の速度オーバーの取締りにはくれぐれも注意したい (P.28参照)。

	通常	雨など悪天候の場合
高速道路	130km/h	110km/h
中央分離帯 (terre plein) のある道路	110km/h	100km/h
都市圏の道路 (標識がない場合)	50km/h	50km/h
パリ外周環状自動車道路 (boulevard périphérique)	80km/h	80km/h
他の道路 (標識がない場合)	90km/h	80km/h



図4-1-3

● シートベルト (ceinture de sécurité)

日本でも、シートベルトの着用は義務づけられているが、フランスでもシートベルトの着用は後部座席でも義務づけられている (P.28参照)。また、小さな子どもなどを乗せるときは、子ども用の特別シート (チャイルドシート) を使用する。

* 4-2

フランス語による道路情報サービス。

・ AUTOROUTES

information

01.47.05.90.01

(高速道路情報)

・ INFOROUTE

01.48.99.33.33

(パリ市内・近郊道路情報)



SOS電話サービスなら、日本語で修理、救援の手配を電話通訳してくれる。

フランス語に自信のない方は、携帯電話とSOS電話サービスへのご加入をお忘れなく。

「わかば会 ジャパンリレーション社」

TEL/FAX 01-4058-1999

★高速道路で快調にスピードを上げて飛ばしていたら、警察の速度取締りにひっかかって、罰金に1週間の免許取消しに。こんな話は日本と同様によくあるケースだ。フランスでも、抜き打ちでのレーダーによる速度測定は、意外な場所で意外なときに行われている。

最近では、ネズミ捕りレーダーでは感知できない簡易式のスピード違反検知器が開発され、警察官が3、4名で陸橋の上や下り坂の交差点付近などでネズミ捕りをよくやっている。

特に注意したいのは、日本で販売しているレーダー感知器をついている方々。フランスでは、レーダー感知器を自動車に取り付けていることは犯罪で、つかまり発覚すると刑事事件として処罰される。

変な小細工はせず、制限速度を確認しながら運転したい。

■ dépasser la limite de vitesse
～制限速度をオーバーする～

■ rouler à 100km à l'heure
～時速100kmで走る～

■ retrait du permis
～免許取消～

■ attacher la ceinture de sécurité
～シートベルトを締める～

路上駐車・駐車違反

* 4-3

普通の駐車違反の場合、トヨタカリーナで38ユーロ(P.28参照)。

ちなみに、大統領選挙が行われる年に近くなると、恩赦を期待して罰金を払わないでいる人が多い。



パリでは、路上駐車した車のワイパーにグリーンのカードがはさまれている光景をよく見かける。このカードが駐車違反カード(図4-1-4)。これをはさまれると、その車の持ち主は、罰金(contravention)(*4-3)を払わなければならない。

罰金の払い方は、カードの裏面に支払うべき罰金の額に印がつけられているので、TABACでその額の罰金用紙(timbre fiscal)を購入。カードの所定の位置に貼り、必要事項を記入して投函する。この処理は30日以内に行うことになっており、この期限を過ぎると、自動的に警視庁から倍額の請求書が届く。なお、カードにコピーがついているので、印紙の控えを必ず貼って保管しておくこと。期限ぎりぎりで投函したときなど、入れ違いに倍額の請求書が届くことがあるが、その場合も、印紙の控えを提示すれば問題はない。

できれば余計は罰金は払いたくない。P.V. (proces-verbal)として知られている、交通違反、特に駐車違反の車に目を光させている婦人警官には要注意！

図4-1-4

レッカー移動

* 4-4

Fourriereは月曜から土曜、午前8時から午後8時半まで営業。



同じ駐車違反でもさらに深刻なのは、レッカー車によって車を持っていかれてしまった場合。交通渋滞を引き起こす二重駐車違反などの妨害駐車や、他の車がたくさん駐車禁止区域にとまっているときなどの一斉取締りの場合によく起こる。

車がレッカー車で持ち去られたことがわかったら、POLISの緊急電話番号17に電話し、駐車していた位置の通りの名や番地を伝え、最寄りの交番のレッカー車係の連絡先を聞く。その交番(commissariat)に電話をすると、すぐに駐車違反専門の車輌置場(Fourriere)(*4-4)の場所を教えてくれる。パリに7カ所ある仮の車輌置場では、レッカー車で運ばれた車を48時間だけ保留。それ以降は郊外の本格的な車輌置場に移されてしまうので注意しよう。

駐車違反車輌置場では引き取り手続きと共に、車をそこまで移動した手数料として、レッカー車運搬料約70ユーロと、1日の保管料約4ユーロをその場で支払う。さらにグリーンの駐車違反カードを貼っていた場合には、妨害駐車の罰金も払わなければならない。日本でもそうだが、ここフランスでもレッカー車で運ばれた場合、罰金は大変な額にのぼることになる。

信号無視

信号が黄色から赤に変わりかけ、「ええい、いってしまえー」とアクセルを踏むと、交差点の向こうに警察官が…。

パリのGeorge Vからシャンゼリゼ通りなど、交通渋滞が激しい地区では、ドライバーの心理はこうなりがちだ。自分では悪意はないのだが、これで信号無視の反則切符を切られてしまう。どの国でも、警察官に抗議したり媚びをうつても、ダメなものはダメ。日本では、減点・反則金で済むが、フランスでは、信号無視の場合、1回だけでも簡易裁判所に呼び出され、交通裁判となる(P.28参照)。

信号の変わり目は、ぐっと我慢して停止する心がけを！

embouteillages
(bouchon)
～交通渋滞～

盗難

盗難事故に備え、Carte grise、保険証券、運転免許証はコピーをとっておこう。

車の中に置いておいた物の盗難は、車ごと盗まれない限り保険でカバーされないので、貴重品などを車内に置いたままにすることは禁物。また、盗まれる際に壊された窓ガラスなどの物損は保険の対象となる。

- payer une somme pour infraction au code de la route
～交通違反の罰金を払う～
- panne de moteur
～エンスト～
- vérifier les pneus et l'huile
～タイヤとオイルの具合を調べる～
- le moteur ne tourne pas bien
～エンジンがよくかからない～



罰金額・罰則

交通違反の場合、罰則は5つのランクにわかれ、また罰則金額は支払い時期によって、低額、一般額、増額の3段階の支払い額が存在する。詳しい内訳は、P.28～P.29を参照。

故障・SOS

故障の修理については、最寄りの修理工場(Garage)に依頼するのが基本。ガソリンスタンド(station-service)によっては、修理工がいて、簡単な修理に応じてくれるところもある(*4-5)。

高速道路上での故障は、一定距離ごとに設置された電話(Gendarmerie直結)でDepanneurを呼ぶことができる。その他、緊急援助が必要なときは、各メーカー緊急ダイヤルへ(P.30のイエロー・ページ参照)。

また、路上で警察に故障を指摘され赤いカードを渡される場合があるが、5日以内に修理しその証明をもって最寄りの警察に出頭すれば、罰金は支払わなくていい。

* 4-5 簡単な修理に応じてくれるガソリンスタンド。
EI-G-A Port Royal
住所 72 bd Port Royal(5)
TEL.01-4535-2122
また、TOTALのポイントカード「Le Club」では、給油ごとにポイントがたまり(1ポイント/約1L)、故障時の無料レッカー移動サービス(24時間)や、1時間の修理サービス、景品との交換などの特典がある。

TOTAL
住所 152 bd Villette
TEL.01-4206-9318

* 4-6 1992年1月1日より義務付けられている。



フランス語が苦手な方は、ガレージ予約からC.T.をバスするまで、全部まとめてお世話いたします。
「わかば会 ジャパンリロケーション社」
TEL/FAX 01-4058-1999

C.T.(車両保安点検制度)にバスする

現在、初回登録(Date 1er mise en circulation)後4年たった全ての一般自家用車(外交官ナンバー、Carte griseに特別に明記されているクラシックカーを除く)にC.T.(車両保安点検制度 Nouveau Contrôle Technique)が義務付けられている(*4-6)。初回登録後3年6ヶ月～4年目の間に1回目のCTを行い、その後は2年ごとの更新が必要だ。

日本の「車検」の場合、車両の点検・整備を行ってから車検に通すのが一般的。しかし、フランスではまずCT(修理は伴わない)に通し、その結果に基づいて、不良箇所の修理を行う。CTでは特別な書類はなく(Carte griseのみ)、検査基準もそれほど厳しくはない。費用的にも、時間的にも個人で行える程度のものだ。

まず、各地区のC.T.センター(パリ郊外に約20箇所)に予約を入れて、当日に車を持ち込む。必要な書類はCarte griseのみ。作業時間は約30分、125項目にわたりチェックを行い、ブレーキ系統に問題がなければその場でフロントガラスに点検済みステッカーが貼られ、Carte griseには“A”的判断が押される。普通に点検整備してある車なら費用は50ユーロ前後。

問題なのはブレーキ系統の不良を指摘された場合。Carte griseには“S”的判断が押され、2ヶ月以内に修理して、再検査(有料)を受けなければステッカーはもらえない。

また未点検車両は、警察による取締の際、90～380ユーロの罰金の対象となり、その場でCarte griseを取り上げられ、1週間以内のCTが強制される。

ちなみに、自動車を売る際には、売却側がCTを通過させることが義務づけられている。

●パリのC.T.センター

SUD EST AUTOMOBILES
295 rue Fg.St-Antoine 11e
TEL.01.4373.8365

■CITROEN GOBELINS

23 Bd. Arago 13e

TEL.01.4707.8739

■BLANQUI AUTOMOBILES

12 rue le Dantec 13e

TEL.01.4588.5800

■S.E.C.A.F

48 rue Raymond Losserand 14e

TEL.01.4322.6630

■AUTO BILLAN SODECI

1 rue Porte D'Issy 15e

TEL.01.4060.9090

★お店の前に車を止めて人を待っていると、後方から来たバイクにドアミラーをぶつけられ、相手に「現金で500ユーロ払えば警察は勘弁してやる！」と脅され、おもわず払ってしまったというケースがある。

どんなケースでも、相手と言い争う前にとにかく警察を呼ぼう。

* 4-7

合意調書（Constat amiable）は、保険に加入した時点で、保険会社より渡される。もしもない場合や紛失したときには、保険会社に電話して郵送してもらうか、近くの代理店でもらう。

この調書は、ヨーロッパ保険委員会の協定に基づいていて、他国語で書かれても番号・内容は全く同じもの。事故の相手がフランス人以外の外国人であっても、またフランス国外で事故にあったとしても同じことをすればよい。運転の際には必ず携帯しておく。

* 4-8

保険のカバー範囲については、P.19参照。

ちなみに、「写ルンです」などの使い捨てカメラを車に入れておき、事故車（ナンバーが写るように）と事故現場の写真を撮っておくと、事故の証拠となる上、事故状況の説明も楽になる。フランスは人身事故以外は民事不介入で警察は関与しないので、写真撮影は重要だ。



●SOS電話サービスに加入している方へは、携帯電話経由で各種出張や手配などをいたします。

●保険クレームサービスに加入されている方へは、保険クレーム用紙の記入をアドバイスいたします。

「わかば会 ジャパンリレーション社
TEL/FAX 01-4058-1999

万が一、事故にあつてしまつたら？

日本とは勝手が違う異国の地で事故に遭遇してしまうと、相当に気が動転してしまうことが予想される。しかも、自己主張の強いフランス人相手ともなると、こちらに全く非がないのに罪をかぶせられてしまう可能性だってある。

そうならないためにも、事故にあった場合の流れを知っておき、いざというときにできるだけ冷静に対応できるようにしておこう。

● 人身事故の場合

(1) 軽傷のように思われても、まずは車をとめて警察を呼ぶこと。

→ Dial 17

(2) ケガ人は救急車が来るまで動かさないことが原則で、現場の保存（Police,Gendarmerie が来るまで）も万国共通。

警察の到着後はすみやかにその指示に従う。

(3) 合意調書（Constat amiable）^(*4-7) の作成は、基本的にはその場でボールペンで書き込み、双方で署名し、各自が1枚ずつ保管することになっている。

しかし、事故を起こしたことで気が動転して、その場での細かい記述は無理な場合もあるだろう。そのときは、警察に住所・氏名・免許証番号、そして保険証の番号を渡し、詳細は自宅に帰ってから、落ち着いて書き込んだ方がいいだろう。保険会社への事故報告は5日以内に出す^(*4-8) ことになっている。

● 物損のみの事故の場合

(1) 基本的には警察を呼ぶ必要はない。

(2) 合意調書（Constat amiable）にその場でボールペンで書き込み、双方で署名し、各自が1枚ずつ保管する。

(3) 保険会社への事故報告は5日以内に出す^(*4-8)。その後は、保険会社同士で事故処理が行われることになっている。

➡➡➡ 事故現場での注意事項！

(1) 原則として非があったとしても“Excusez-moi”と陳謝することは厳禁。

(2) 曖昧な書類や意味がわからない場合はサインをしない。双方が、それぞれ自分が書く欄に記入し、確認しあった上でサインすること。

(3) 目撃者を確保する。警察は民事に介入しないので、自分の利益は自ら守りぬく心構えが重要になる。仮に裁判になった場合にも、目撃者の発言は結果に大きく左右する。

合意調書（Constat amiable）の具体的な記入事例

P.20～23に、この合意調書の実物コピーとその日本語訳を掲載する。

すべての自動車事故に、この報告書が使用されるが、現場での記入に自信がない場合には決して応じない。やむを得ない場合には sous réserve と一筆入れてサインする。これががあれば後日、異議申し立てがしやすい。また、相手が記入に応じない場合、または逃げてしまった場合には、最低限相手のナンバー、車種、色などを覚えておき、保険会社、警察に届ける。

●記入方法

「付保証明書」(Attestation d'Assurance) と「免許証」(Permis de Conduire) を取り出し、一枚の報告書（Constat Amiable d'Accident Automobile）に、相手の運転者と一緒に記入。できれば、上記の車Aの欄にはあらかじめ自分の情報を記入しておくといい。事故の際にはその用紙を使い、相手側に車B欄を記載させ、その間に事故状況をじっくり考え記載するようにすると、心に余裕が出てくる。

一枚の報告書にカーボン紙が入っていて、2枚を同時に記入するためボールペンを使用する。



保険クレームサービスへの加入者へは、日本人弁護士の紹介、日本語による法定翻訳申し込み手配などを承っています。

「わかば会 ジャパンリレーション社」

TEL/FAX 01-4058-1999



★車道を走っていると、後ろから軽く追突された。追突した車はわざわざ自分の車の前に回りこんで駐車し、助手席から身なりのいい男がおりてきた。自分の不注意で申し訳ない、いっしょに事故の程度を見よう、とバンパーの方へ2人で移動。その時、瞬時に男は運転席に乗り込み、自動車ごと走り去ってしまった。助手席にバックを残したまま、貴重品も見事に盗まれてしまった。

今、こうした盗難事件が増えている。ぶつけられて動転してしまいがちだが、どんなときも車外に出るときはキーと貴重品を車内に残さないように要注意。

事故後、もしも裁判になつたら？

民事裁判がほとんどだが、刑事裁判になった場合を簡単に説明しよう。

どんな事件であれ、拘留されている加害者が日本国籍保持者の場合はまず、当人が大使館に連絡したいと申し出ることにより、関係当局より日本大使館に手紙などの方法により連絡がいく（忘れられてしまう場合があるので）。そして加害者の家族には、大使館から連絡がいくことになる。さらに、事故の被害状況にもよるが、大使館の担当者が加害者との面会を認められ、弁護士の有無を確認し、必要ならば法廷翻訳家、そして加害者の家族が面会を認められることになる。ただし、これは全て事件発生後、5時間以内に起訴が終了してからのことで、基本的に予審中は家族といえども面会はできない。

異議申し立て、または有罪判決を受け、その後は国外退去か、フランスで刑に服くすることになる。

保険のカバー範囲

事故の際、身体的被害の補償は、社会保障、自動車保険、生命保険などがそのケースに応じて分担して、一部または全部を負担することになる。事故を起こした「本人」と「被害者」に対するそれぞれ負担のされ方を見てみよう。

● 本人に対する負担

まず社会保障は、その種類や事故の状況にもよるが、一般に公的医療施設での治療費・入院費の7割から8割（通勤中の事故の場合は、全額負担）と、就労できない期間の給与について日額手当を負担する。生命保険は、契約に基づいて、死亡や就労不可能な重度の負傷を負った場合のみ賠償金を支払う。また、自動車保険は、運転者保障（Garantie du Conducteur）に加入しているれば、社会保障の残額である自己負担金をカバーする。

● 被害者に対する負担

自動車保険が、美的被害に対する補償から、死亡した場合の家族が被った経済的損害・精神的損害まで、社会保障の自己負担額や対象外の被害をカバーする。ただし、責任の割合によって補償額は定められ、「本人」に全く責任がなかったとみなされれば、相手の保険が被害の全額を支払う。

また、被害者が歩行者・自転車利用者などの場合は、事故を起こした「本人」が加入している保険が、原則として全額を支払う（被害者が故意に事故を誘発したとみなされた場合などはこの限りではない）。

運転免許証のポイント

運転免許証の持ち点は、12ポイント。交通違反や軽罪によりポイントは減点される(*1-9)（P.28参照）。それ以上の、人の命を脅かす危険な違反を犯した場合は、裁判所の決定により点数を失う。

ポイントを全て失うと、6ヶ月間の運転禁止。再発行には、筆記・実技（免許証取得3年未満の場合のみ）・健康診断を受けなおすことが必要になる。

* 4-9

失点後3年間違反がない場合、ポイントは12に復活する。

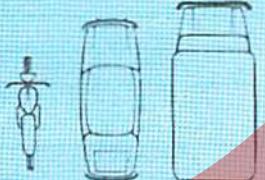
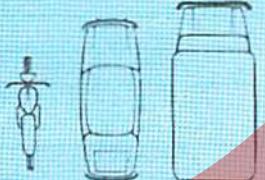
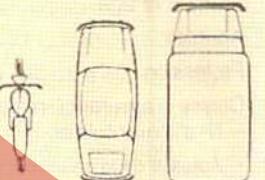
また交通事故対策センターの2日間の研修を受講する（2年に1度のみ）ことにより、ポイント4（最高で11ポイントまで）を取得することもできる。

合意調書 (Constat amiable)

constat amiable d'accident automobile

Ne constitue pas une reconnaissance de responsabilité, mais un relevé des identités et des faits servant à l'acceleration du règlement

a signer obligatoirement par les DEUX conducteurs

1. date de l'accident: heure	2. lieu (pays n° dépt. localité)	3. blessé(s) même léger(s) <input type="checkbox"/> non <input checked="" type="checkbox"/> oui *																																		
4. dégâts matériels autres qu'aux véhicules A et B <input type="checkbox"/> non <input checked="" type="checkbox"/> oui *	5. témoins noms, adresses et tel. (à souligner si il s'agit d'un passager de A ou B)																																			
véhicule A		véhicule B																																		
6. assuré souscripteur (voir attest. d'assur.) Nom _____ Prénom _____ Adresse (rue et n°) _____ Localité (et c. postal) _____ N° tel. (de 9 h. à 17 h.) _____ L'Assuré peut-il récupérer la T.V.A. afférante au véhicule ? <input type="checkbox"/> non <input checked="" type="checkbox"/> oui	12. circonstances Mettre une croix (x) dans chacune des cases utiles pour préciser le croquis. <table border="1"> <tr><td>1 en stationnement</td><td>1</td></tr> <tr><td>2 quittait un stationnement</td><td>2</td></tr> <tr><td>3 prenait un stationnement</td><td>3</td></tr> <tr><td>4 sortait d'un parking, d'un lieu privé, d'un chemin de ferre</td><td>4</td></tr> <tr><td>5 s'engageait dans un parking, un lieu privé, un chemin de ferre</td><td>5</td></tr> <tr><td>6 s'engageait sur une place à sens giratoire</td><td>6</td></tr> <tr><td>7 roulait sur une place à sens giratoire</td><td>7</td></tr> <tr><td>8 heurtait l'arrière de l'autre véhicule qui roulait dans le même sens et sur la même file</td><td>8</td></tr> <tr><td>9 roulait dans le même sens et sur une file différente</td><td>9</td></tr> <tr><td>10 changeait de file</td><td>10</td></tr> <tr><td>11 doublait</td><td>11</td></tr> <tr><td>12 virait à droite</td><td>12</td></tr> <tr><td>13 virait à gauche</td><td>13</td></tr> <tr><td>14 reculait</td><td>14</td></tr> <tr><td>15 empiétait sur la partie de chaussée réservée à la circulation en sens inverse</td><td>15</td></tr> <tr><td>16 venait de droite (dans un carrefour)</td><td>16</td></tr> <tr><td>17 n'avait pas observé un signal de priorité</td><td>17</td></tr> </table>	1 en stationnement	1	2 quittait un stationnement	2	3 prenait un stationnement	3	4 sortait d'un parking, d'un lieu privé, d'un chemin de ferre	4	5 s'engageait dans un parking, un lieu privé, un chemin de ferre	5	6 s'engageait sur une place à sens giratoire	6	7 roulait sur une place à sens giratoire	7	8 heurtait l'arrière de l'autre véhicule qui roulait dans le même sens et sur la même file	8	9 roulait dans le même sens et sur une file différente	9	10 changeait de file	10	11 doublait	11	12 virait à droite	12	13 virait à gauche	13	14 reculait	14	15 empiétait sur la partie de chaussée réservée à la circulation en sens inverse	15	16 venait de droite (dans un carrefour)	16	17 n'avait pas observé un signal de priorité	17	6. assuré souscripteur (voir attest. d'assur.) Nom _____ Prénom _____ Adresse (rue et n°) _____ Localité (et c. postal) _____ N° tel. (de 9 h. à 17 h.) _____ L'Assuré peut-il récupérer la T.V.A. afférante au véhicule ? <input type="checkbox"/> non <input checked="" type="checkbox"/> oui
1 en stationnement	1																																			
2 quittait un stationnement	2																																			
3 prenait un stationnement	3																																			
4 sortait d'un parking, d'un lieu privé, d'un chemin de ferre	4																																			
5 s'engageait dans un parking, un lieu privé, un chemin de ferre	5																																			
6 s'engageait sur une place à sens giratoire	6																																			
7 roulait sur une place à sens giratoire	7																																			
8 heurtait l'arrière de l'autre véhicule qui roulait dans le même sens et sur la même file	8																																			
9 roulait dans le même sens et sur une file différente	9																																			
10 changeait de file	10																																			
11 doublait	11																																			
12 virait à droite	12																																			
13 virait à gauche	13																																			
14 reculait	14																																			
15 empiétait sur la partie de chaussée réservée à la circulation en sens inverse	15																																			
16 venait de droite (dans un carrefour)	16																																			
17 n'avait pas observé un signal de priorité	17																																			
7. véhicule Marque, type _____ N° d'immatr. (ou du moteur) _____	7. véhicule Marque, type _____ N° d'immatr. (ou du moteur) _____	8. sté d'assurance N° de contrat _____ Agence (ou bureau ou courtier) _____																																		
9. conducteur (voir permis de conduire) Nom _____ Prénom _____ Adresse _____ Permis de conduire n° _____ catégorie (A, B, ...) délivré par _____ le _____ permis valable du _____ au _____ (Pour les catégories C, C1, D, E, F et les taxis) <input type="checkbox"/>	9. conducteur (voir permis de conduire) Nom _____ Prénom _____ Adresse _____ Permis de conduire n° _____ catégorie (A, B, ...) délivré par _____ le _____ permis valable du _____ au _____ (Pour les catégories C, C1, D, E, F et les taxis) <input type="checkbox"/>	10. Indiquer par une flèche (→) le point de choc initial  11. dégâts apparents _____																																		
10. Indiquer par une flèche (→) le point de choc initial  11. dégâts apparents _____	13. croquis de l'accident Préciser : 1) le tracé des voies ; 2) la direction (par des flèches) des véhicules A, B - 3) leur position au moment du choc - 4) les signaux routiers - 5) le nom des rues (ou routes)  14. observations _____	10. Indiquer par une flèche (→) le point de choc initial  11. dégâts apparents _____																																		
14. observations _____	15. signature des conducteurs A  B 	14. observations _____																																		

自動車事故報告書

1. 事故日	時間	2. 場所 (住所)	3. 負傷者の有無 ^(*注1) 無 () 有 ()
4. 車両A,B以外の物損害の有無 ^(*注2) 無 () 有 ()		5. 証人の名前、住所、電話番号 ^(*注3)	

注1: たとえ軽傷であっても負傷者となります。

注2: 負傷者がいる場合、又車両A,B以外の物損害がある場合は、住所、氏名、その他ご確認下さい。

注3: 車両A,Bの同乗者である場合は、その旨を明記して下さい。

注4: 車両A,Bの運転者両者が本報告書にサインをし、個々に保管後、本報告書に手を加えてはならない。

車両 A

6. 被保険者名
姓 _____
名 _____
住所 _____
電話番号 (勤務先) _____

被保険者は車にかかるTVAを回収できますか。
いいえ () はい ()

7. 車種
登録番号 _____

8. 保険会社名
証券番号 _____
代理店名 _____
(又はプロ-カ-名)
グリーンカード番号 _____
(外国車の場合)
保険終期 _____
物損害は付保されていますか。
いいえ () はい ()

9. 運転者名
姓 _____
名 _____
住所 _____
免許証番号 _____
種別 _____
有効期間 _____
(特殊免許のみ)

10. 矢印にて衝突箇所を示して下さい。

11. 外見上の損害

14. コメント欄

12. 事故時の状況
下記の項目の中で該当する項目全てに×印をつけて下さい。
(略図の補足となります。)

- 1. 駐車中
 - 2. 駐車後、発進するところ
 - 3. 駐車するところ
 - 4. 駐車場 (又は私有地、非舗装道路) から出るところ
 - 5. 駐車場 (又は私有地、非舗装道路) に入るところ
 - 6. ロータリーに入るところ
 - 7. ロータリー内を走行中
 - 8. 先行車の後方に衝突
 - 9. 同方向に走行中 (車線は別)
 - 10. 車線変更中
 - 11. 追い越し中
 - 12. 右折中
 - 13. 左折中
 - 14. バック中
 - 15. 一方通行に道路に逆方向から進入
 - 16. 十字路で右方向から走行
 - 17. 優先道路表示無視
- (×印をつけた項目の数をここ➡に記入して下さい。)

15. 運転手のサイン欄^(*注4)

A B

車両 B

6. 被保険者名
姓 _____
名 _____
住所 _____
電話番号 (勤務先) _____

被保険者は車にかかるTVAを回収できますか。
いいえ () はい ()

7. 車種
登録番号 _____

8. 保険会社名
証券番号 _____
代理店名 _____
(又はプロ-カ-名)
グリーンカード番号 _____
(外国車の場合)
保険終期 _____
物損害は付保されていますか。
いいえ () はい ()

9. 運転者名
姓 _____
名 _____
住所 _____
免許証番号 _____
種別 _____
有効期間 _____
(特殊免許のみ)

10. 矢印にて衝突箇所を示して下さい。

11. 外見上の損害

14. コメント欄

被保険者告知書

5日以内に弊社まで送付して下さい。(盗難の場合は24時間以内。)

1. 被保険者名:(
[REDACTED])

職業:(
[REDACTED])

電話番号:(
[REDACTED])

2. 事故発生時の状況を述べてください。

略図 (自動車保険事故報告書に記入のない場合のみ。)

車両 A および B を表ページの記載に従い記入願います。

3. 警察の調査はとれていますか。又、警察への事故報告は済みましたか。 はい()いいえ()

はいの場合は警察署名をご記入下さい。([REDACTED])

4. 事故発生時の運転者について

- 生年月日([REDACTED])
- 独身ですか。 はい()いいえ()
- この運転者は被保険車両をいつも運転していますか。 はい()いいえ()
- 運転者が被保険者でない場合、この運転者は被保険者と同居していますか。
はい()いいえ()
- 運転者は被保険者の従業員又は使用者ですか。 はい()いいえ()
- 従業員又は使用者でない場合、事故時に被保険車両を運転していた理由は何ですか。
([REDACTED])
- 事故時の、外出の理由

5. 被保険車両について

- 通常のガレージの所在地 ()
 - 損害の鑑定:被保険車両の修理工場の名称および所在地
修理に出した日付: 電話連絡先:
 - もし、被保険車両が
 - 盗難にあった場合は、製造番号(カルトグリーズ参照)をご記入下さい。
 - 抵当に入っている場合、レンタル又はリース契約の対象となっている場合は、契約先の金融機関または関連会社の名称と住所をご記入下さい。
 - 重量物積載車の場合、総重量をご記入下さい。
 - 他の車両に牽引されていた場合、その車両についてご回答下さい。
- 登録番号() 総重量()
保険会社名() 証券番号()

6. 車両A、B以外の損傷状況についてご記入下さい。

(被害状況、被害を受けた車両の所有者名および住所)

7. 負傷者についてご記入下さい。

姓		
名 および 年齢		
住所		
職業		
社会保険について: — 社会保険証番号 — 所属社会保険公庫の住所		
負傷者は被保険者の従業員又は使用者ですか	はい()いいえ()	はい()いいえ()
負傷の状態		
負傷者の事故時の立場 (運転者、助手席または後部席の同乗者、自転車通行人、歩行者)		
ヘルメット、シートベルトを着用していましたか	はい()いいえ()	はい()いいえ()
緊急入院先(病院名および住所)		

被保険者の署名

日付

(5) 帰国に関する諸手続き

- 帰国が決まった際には、車の処分や免許証の書きかえを行う。
- 車の売買に関するトラブルはたえないで注意したい。
- 不安のないように手続きを行って日本へもどろう。



帰国売り

帰国売りとしては、中古車会社に電話をして引き取ってもらうか、あるいはアノンスを出して買い手を探すこともできる。

例えば、www.kikokuuri.comは、掲載が無料で、しかも写真付きで自由に掲載できるホームページのアノンスシステム。ホームページなので、日本からくる予定の人から予約注文がくることもある。

雑誌に帰国売り掲載をすると、売れた後でも電話がきて非常に煩雑な思いをする場合が多々ある（常識外れの時間に電話がくることもある）が、このホームページでは、売却がきまつたら自由に削除ができるので、売れた後のわずらわしい思いもなく、シンプルで使いやすいホームページだ。

また、コントロールテクニック通過のための整備工場への予約、持ち込み、故障箇所修理の交渉、完了後の引き取り、その他、書類上のさまざまな面倒をまとめて日本語で面倒をみているのがジャパンリロケーションの帰国売り委託販売制度。

この制度は、本人に希望価格で広告掲示をし、最悪、買い手がきまらない場合でもフランス自動車取引価格表に基づいて、買取保証をしてくれる。希望価格で売れなくても、ジャパンリロケーションが買い取りしてくれるのだ。面倒な手間もいらず、フランスでの中古車相場価格もわかるので、簡単便利と大好評のサービスである。

ジャパンリロケーションの帰国売り委託販売制度、または買取保証価格を知りたい人は、P.34を参照（掲載されている自動車査定調査票を切り取り、そのまま送付できる）。

* 5-1

車両譲渡証明書は
PREFECTURE DE POLICE
に用紙をとりに行き、裏、表
を記入する。

* 5-2

無担保証明書はどこの区役
所からでも手に入れることができる。

■ 帰国売りの際に売り手が用意するもの

- (1) 車両登録証（Carte Grise）
- (2) 車両譲渡証明書（Certificat de Cession）(*5-1)
- (3) 無担保証明書（Certificat de non-gage/Certificat de Situation）(*5-2)

★注意！

車購入後5年以上経過している場合は、「Contrôle Technique」に出さなければならない。ただし、修理代金は買い手持ちとなる。

■ 帰国売りの際に買い手が用意するもの

- (1) 身分証明滞在許可証（Carte Séjour）、または、申請中の人は仮証明書（Récépissé）
- (2) 居住を証明するもの（Certification de Domicile）

手続きは、PREFECTURE DE POLICEで行われる。

そして、ナンバープレート交換を行う。

帰国売り手続きの注意事項！

車を売るときに、自分が所持していた車両登録証（Carte Grise）を相手に渡すが、そのときにキチンと「この車はもう私の所有物ではなく、売られました」という破棄サインを書類に示す。この手続きははっきり行われていないために、その後、その車の買い手が起こしたトラブルなどにまきこまれることもある。

●車両登録証（Carte Grise）破棄の仕方

図5-1のように、大きく斜めに線を入れ。売った日付とサインを記入。右上の三角形の部分を切取線で切る。そして、必ず手元に1枚コピーをとっておく。

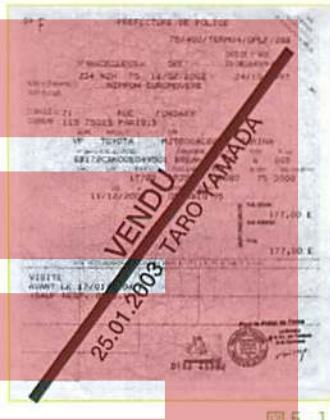


図5-1

★友人に車を譲り、そのまま帰国したのはいいが、友人が手続きを怠り変更しないまま車を使用し、事故にあったという話もある。

車を売るときに、自分が所持していた車両登録証（Carte Grise）を相手に渡すが、そのときにキチンと「この車はもう私の所有物ではなく、売られました」という破棄サインを書類に示すこと。

廃車

車の廃車は、廃車・回収業者へ。車の引取りの際には、「Mise en garage」と日付け、サインを入れた車両登録証をわたす。Préfecture へは、業者から廃車の手続きが行われる。

◎Garage Florentin

住所 13 rue Soleillet (20)
TEL : 01.43.58.50.32

◎Auoto First

住所 RN 417 rte de Paris
77340 Pontault Combault
TEL : 01.60.28.58.24

◎Lagren Jean-Pierre

住所 41 rue Waldeck Rousseau
93600 Aulnay sous bois
TEL : 01.48.196.196

帰国後の運転免許証の書きかえ方

●一時帰国の場合

帰国して1年以内は、フランスの免許証に日本語の法廷翻訳^(*5-3)を添付して運転できる。つまり、日本からフランスに来たときとまるっきり逆になる。

●永久帰国の場合

運転免許証の書きかえは、日本帰国後、JAF、またはフランス大使館^(*5-3)にて手続きを行う。

■フランスで取得した免許証は日本で使える？

フランスのAUTO ECOLEで免許証をとった場合、こちらに3ヶ月以上滞在したことが確認されれば、学科試験・技能試験が免除され、日本の運転免許証への切替えができる。

申請は居住地の運転免許試験場で行い、必要な書類は次のとおり。

- (1) フランス発行の運転免許証
- (2) 免許取得後の滞在期間を証明する書類（通常はパスポート。パスポートで証明できない場合は、公的機関、勤務先などの証明書）
- (3) 住民票
- (4) 写真1枚（3×2.4cm）
- (5) 手数料 普通免許で4,200円 普通・自動二輪（普通二輪または大型二輪）で7,700円
- (6) 免許証の日本語の法廷翻訳^(*5-3)

* 5-3

日本語の法廷翻訳指定機関は次のとおり。

- ・社団法人
日本自動車連盟（JAF）
東京都港区芝公園3-5-8
TEL.03-3436-2811
- ・在日フランス総領事館
東京都港区南麻布
4-11-44
TEL.03-5420-8800

これで疑問解消

フランスでのドライブを 快適にする

Q&A

運転免許証の種類

Q

キャンピングカーを購入したいと思っているのですが、一般的運転免許証で、乗用車にキャンピングカーを接続させて走ることは可能なのでしょうか。

A

普通乗用車の免許証Bでも、キャンピングカー (caravane) や付属車 (remorque) を接続することはできる。ただし、付属車の最大積載量が750kg以下でなければならない。あるいは、付属車の最大積載量が750kg以上でも、それが本体の車両の純量を超えず、また本体と付属車を合わせた最大積載量3.5トン以下ならば可能。それ以外の条件で走るには、免許証Eが必要になる。

ちなみに、フランスにおける免許証の主な種類は次のとおり。スクーターは免許が不要だ。

●免許不要

排気量50cc以下で、エンジンの最大出力が4kWのオートバイ。

●A1 MODIFIE (AL) 16歳以上

排気量125cc以下で、エンジンの最大出力が11kWのオートバイ。

●A progressif 18歳以上

エンジン出力25kW以下、または重量とエンジン出力比が0.16kW/kg以下のオートバイ。

取得後2年で、下記の「A direct」へ。

●A direct 21歳以上

全てのオートバイ。ただし、エンジン最大出力は73.6kW。

●B 18歳以上

最大積載量3.5トン以下で座席数が10席以下の普通乗用車。

●C 18歳以上

最大積載量3.5トン以上の貨物輸送用の特殊車両。

●D 21歳以上

座席数が9席以上の公共交通機関用の車両。

●E (B) (トレーラー&付属車) 18歳以上

付属車の最大積載量750kg以上。付属車の最大積載量が本体車両の純量以上、または本体と付属車を合わせた最大積載量3.5トン以上。

5年ごとにメディカルチェック (60歳以上は2年ごと、76歳以上は毎年)。

運転免許証の紛失

Q

フランスの免許証をなくした場合はどこへ行けばいいのでしょうか？

A

まずは、近所の警察署 (commissariat)、県庁 (Préfecture)、市庁舎 (mairie) のいずれかに紛失届を提出し、紛失届の受領書 (récépissé) を発行してもらう。この受領書は発行されてから2ヶ月間は運転免許証の代わりとして使用可能。そしてその間に、県庁にて運転免許証の写し (Duplicata du permis de conduire) を作成してもらう。

必要書類は、(1) 紛失届の受領書 (2) 身分証明書 (3) 証明写真。申告する地方や町によっては、有料の場合がある。通常は申告後すぐに再発行される。

中古車の見分け方

Q

中古車をアノンスで探して買おうと思っていますが、車を確認するときにどういうところに注意すればいいですか？

A

まず車を見るときは、売り手の自宅に、昼間の光で車が見える日中に伺う。車がどのように保管されていたかを見ておくのは重要だ。

外観は、ボンネットとフェンダー、ドアとドアの隙間が前後左右で同じか、外傷があるかなどを確認。隙間の違いは、事故車と疑ってかかる方がいい。

次に試乗車し、エンジンのかかり具合、ハンドルの切り具合などに問題がないか確かめる。

その他、車の正確な情報（メーカー、モデル、走行距離）を書面で確かめ、自動車登録証（Carte Grise）の車台の番号、持ち主の名前、住所が一致するかどうかを確認する。これらに問題があれば、盗難車という恐れもあるので、購入は控えた方が無難だ。

ちなみに、事故車のなかでも、修理してRSVという検査を通して、合法的に売られている車もある。こちらは値段は格安。

飲酒運転

Q

最近、飲酒運転の取締りが多くなっているように思いますが、もし検査に引っ掛けた場合、免許停止処分などになるんでしょうか？

A

血液中のアルコール含有量0.1g/Lが除去されるのには、およそ1時間かかる。グラスワイン約2杯分にあたる0.6g/Lでは、およそ4～5時間。この数値を目安に注意すればいいが、飲んだら乗らないのが安全のためにも一番。処分は下記のようにケースによって違う。

● 血液中のアルコール含有量が0.5～0.8g/L（排気中のアルコール含有量0.25～0.4mg/L）の場合、違反調書となり、750ユーロの罰金、3ポイントの減点となる。

● 血液中のアルコール含有量が0.8g/L（排気中のアルコール含有量0.4mg/L）以上の場合、軽罪となり、4,500ユーロの罰金、6ポイントの減点、そして最高3年の免許停止や最高2年の刑、車の没収などの処分が下される。

● 血液中のアルコール含有量が0.8g/L（排気中のアルコール含有量0.4mg/L）以上の刑罪を、最初の処分から5年以内に再犯すると、9,000ユーロの罰金、最高4年の刑など、処分はさらに重くなる。

飲酒運転中に事故を引き起こした場合、さらに重い処分が待っている。

携帯電話の使用

Q

フランスでは、運転中の携帯電話の使用は禁止されているんでしょうか？

A

日本同様、フランスでも運転中の携帯電話の使用は処分の対象となっている。減点はないが、罰金35ユーロが課せられる。危険度の高い場合には、裁判所に召喚され、最高150ユーロの罰金もありえる。

交通違反のランク

Q

駐車違反やスピード違反などは、ちょっとした不注意や不運が重なり犯しやすい交通違反です。どれくらいの処分が待っているのかが不安です。

A

交通違反のランクは5段階に分かれ、その上に軽罪がある。ケースによって細かく処分が決められているので下記に紹介しよう。



● 危険な駐停車

ランク 4 罰金最高750ユーロ 減点3

● バス停前の駐停車

ランク 4 罰金最高750ユーロ

● その他の迷惑駐停車

ランク 2 罰金最高150ユーロ

● 規定期間以上の駐停車

ランク 1 罰金最高38ユーロ

● シートベルトの未着用

ランク 2 罰金最高150ユーロ 減点1

(同乗者がシートベルトをしていなくても、運転者の違反となる)

● 認可されているヘルメットの未着用 (オートバイ)

ランク 4 罰金最高375ユーロ 減点1

● 速度オーバー 1~19km/h

ランク 4 罚金最高750ユーロ 減点1

(初心者ドライバーは3点の減点)

● 速度オーバー 20~29km/h

ランク 4 罚金最高750ユーロ 減点2

(初心者ドライバーは3点の減点)

● 速度オーバー 30~39km/h

ランク 4 罚金最高750ユーロ 減点3

● 速度オーバー 40~49km/h

ランク 4 罚金最高750ユーロ 免許一時停止 減点4

● 速度オーバー 50km/h以上

ランク 5 罰金最高1,500ユーロ 免許一時停止 減点4

● 速度オーバー 50km/h以上 1年内の再犯

軽罪 罰金最高3,750ユーロ 最高5年の免許一時停止 減点6 最高3ヶ月の刑

● 速度オーバー 40km/h以内 (免許取得から2年以内の場合)

ランク 4 罚金最高750ユーロ 減点3

● アンチレーダーの使用

ランク 5 罚金最高1,500ユーロ 免許一時停止

(場合によっては、機器と車の差し押さえ)

● 優先権の無視

ランク 4 罚金最高750ユーロ 免許一時停止 減点4

● 赤信号・一方通行の無視

ランク 4 罚金最高750ユーロ 最高3年の免許一時停止 減点4

● 安全な車間距離の無視

ランク 4 罚金最高750ユーロ 最高3年の免許一時停止 減点3

交通違反のランク

● 危険な追い越し	ランク 4 罚金最高750ユーロ 減点 3
● 方向指示なしでの方向転換（危険な場合）	ランク 2 罰金最高150ユーロ 減点 3
● 車線はみだし	ランク 4 罰金最高750ユーハロ 減点 3
● 緊急停止車線での運転	ランク 4 罰金最高750ユーハロ 減点 3
● 後方車の追い越し時のスピードアップ（危険な場合）	ランク 4 罰金最高750ユーハロ 減点 2
● 初心者マークの未張付け（免許取得から2年以内の初心者）	ランク 2 罰金最高150ユーハロ
● 免許の未提示	ランク 1 罰金最高38ユーハロ (免許は5日以内に提示する。それ以後になるとランク 4 の罰金)
● 免許の欠陥	ランク 5 罰金1,500ユーハロ
● 免許の欠陥の再犯 免許停止中の運転	軽罪 罰金4,500ユーハロ 3年の免許一時停止 減点 6
● 車両停車の服従拒否	軽罪 罰金最3,750ユーハロ 最高5年の免許一時停止 減点 6 (10日から3ヶ月の刑)
● 交通事故妨害	軽罪 罰金4,500ユーハロ 最高3年の免許一時停止 減点 6
● ナンバープレートの偽造	軽罪 罰金3,750ユーハロ 最高3年の免許一時停止 減点 6
● 過失致死	軽罪 罰金4,500ユーハロ 最高5年の免許一時停止 減点 6または8 最高3年の刑 (故意の不注意がともなった場合、7,500ユーハロの罰金、免許取消し、5年の刑)

保険割引き制度

Q

交通事故をおこさなければ、自動車保険の割引き制度があると聞きました。どのような仕組みになっているんでしょうか。

A

自動車保険の割引き制度（Le Bonus Malus）は、過去1年間に事故がなければ割引きが適用され、逆に事故があった場合、増額されるという制度。

対象期間となるのは、保険料支払い期日の2ヶ月前からの12ヶ月。支払い期日が2003年1月1日の場合、2001年の11月1日から2002年の10月31日が対象期間となる。この期間に事故がなければ、仮に2002年の11月に事故を起こしたとしても、割引きは適用される。

無事故の場合、前年度保険料の95%の額になる。仮に3年間無事故が続ければ、保険料は当初の85%の額に（ $1.00 \times 0.95 \times 0.95 \times 0.95 = \text{約}0.85$ ）。13年間続ければ、最高の50%にまでなる。

逆に、特別な責任のない事故を引き起こした場合は、12.5%の増額。全面的に責任のある事故だと、25%の増額。例えば、「1年目が無事故、2、3年目に全面責任のある事故」というケースでは、40%の増額だ（ $1.00 \times 0.90 \times 1.25 \times 1.25 = \text{約}1.40$ ）。

イエロー・ページ<P.30-33>

ケース別索引-Page

+

電話番号-TEL

+

使える会話フレーズ

SOS

運転免許証permis de conduireを紛失したら 5、17、26

* J'ai perdu mon permis de conduire.

運転免許証を紛失しました。

ガソリンスタンドstations-service 15、17

* Le plein, s'il vous plaît.

満タンお願いします。

* Est-ce que vous faites les réparations ici?

ここで修理は行っていますか?

合意調書Constat amiableを記入する 18、20、21、22、
23

* Voulez-vous remplir un constat amiable?

合意調書に記入していただけますか。

故障・トラブル 17

・Numéro d'assistance (※0800～はフリーダイヤル)

・TOYOTA TEL/0800 80 89 35

・HONDA(MOTO) TEL/06 07 88 83 62

・NISSAN TEL/0800 800 15 800 15

・Renaut TEL/01 48 88 29 46

・OPEL TEL/01 44 26 13 13

・MITSUBISHI TEL/01 56 91 50 10

・MAZDA TEL/01 40 25 51 19

・SUZUKI TEL/01 56 68 30 20

・Pougeot TEL/0800 44 24 24

・CITROEN TEL/0800 44 24 24

・FORD TEL/0800 00 50 05

・VOLKS WAGEN TEL/03 23 73 80 80

・Scoda TEL/03 23 73 80 80

・Audi TEL/03 23 73 80 80

・Fiat TEL/03 23 73 80 80

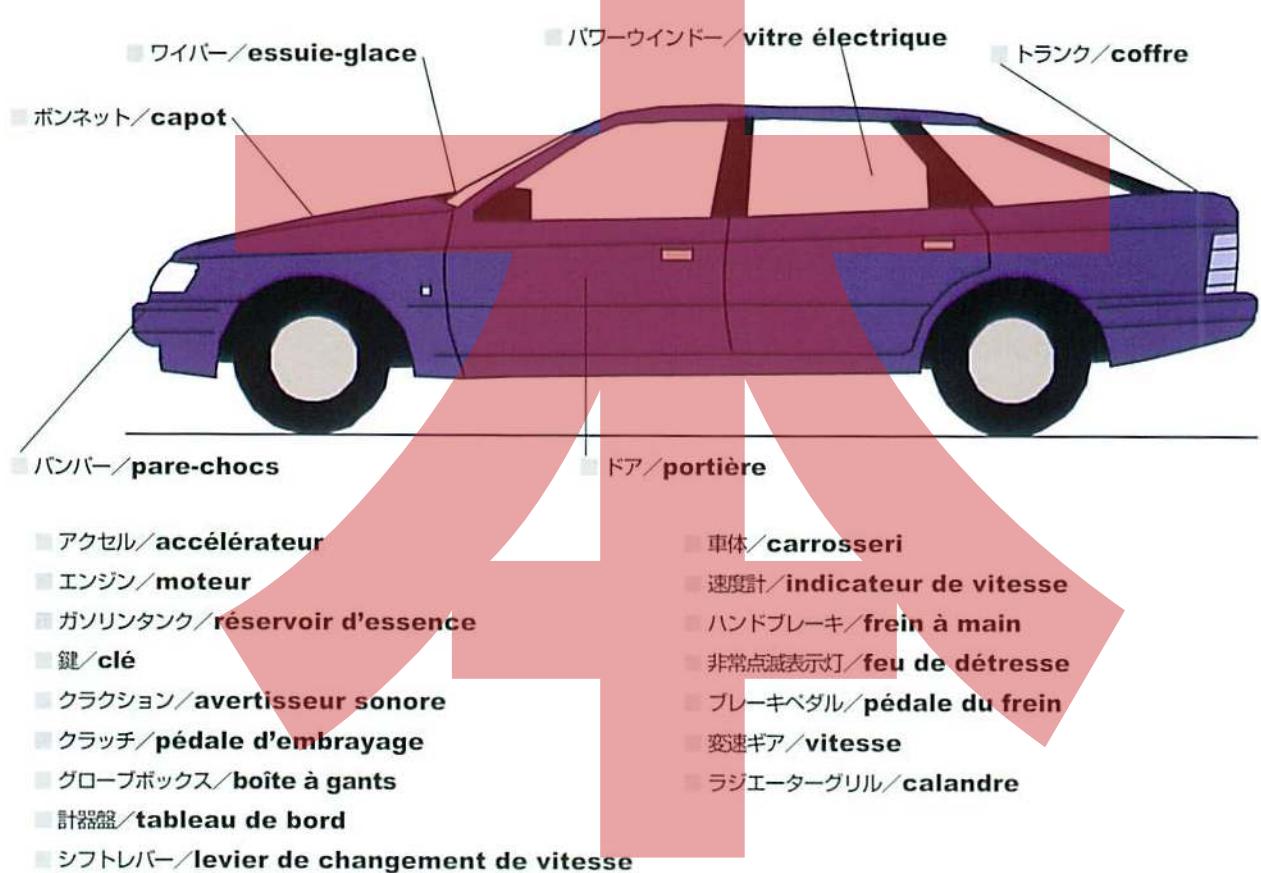
・BMW TEL/01 40 25 59 00

・BENZ TEL/00 800 17 77 77 77 (国際電話)

自動車(Automobile) 各部分の名称



* J'ai calé en plein. エンストを起こしてしまいました。	* Une vitre électrique est brisée. パワーウィンドーが割れています。
* Je ne peux pas ouvrir le coffre. トランクが開きません。	人身事故にあつたら 18 ・ POLIC TEL/17
* Un voyant du tableau de bord est allumé. 計器盤の警告灯がついています。	* Un accident de la circulation a eu lieu . 交通事故がおきました。
裁判になつたら 19	高速道路での緊急停止 15
修理工場Garage 17	盗難 17 ・ POLIC TEL/17
* J'ai eu du mal à démarrer. うまく発車しませんでした。	* On m'a volé mon passeport dans ma voiture. 車の中にあったパスポートを盗まれました。
* Le moteur ne tourne pas bien. エンジンのかかりが悪いです。	物損のみの事故にあつたら 18
* Réparez un pneu crevé. パンクしたタイヤを修理してください。	レッカー移動されたら 16 ・ POLIC TEL/17
* Mettez de l'huile dans un moteur. エンジンにオイルを入れてください。	* Il paraît que ma voiture a été remorquée. 私の車がレッカー移動されたようですが。
* Une fumée inhabituelle sort du pot d'échappement. 排気からへんな煙りがでます。	* A quelle fourrière ma voiture est-elle déposée? どこの車両保管所に、私の車は保管されていますか。
* Le moteur fait beaucoup de bruit. エンジン音が大きいです。	
* La climatisation est défectueuse. エアコンに欠陥があります。	
* Le chauffage ne marche pas bien. 暖房がききません。	



運転

- 追いこしDépassemement 12
- ガソリンスタンドstations-service 15, 17
- 高速道路Autoroute 15
 - ・高速道路情報Autoroutes information TEL/01 47 05 90 01
 - ・パリ市内・近郊道路情報Inforoute TEL/01 48 99 33 33
- 高速道路での緊急停止 15, 17
- 交差点intersection 11
- 交通規則code de la route 11
- サービスステーションAires du Repos 15
- シートベルトceinture de sécurité 15
- 制限速度limite de vitesse 15
- 駐停車Arrêt Stationnement 14
- 道路地図 11
- 道路標識le panneau 11, 12
- パーキングメーターparcmètre 14
- ロータリーCarrefours Giratoires 12, 13, 14, 15

各種手続き

- 運転免許証permis de conduireを書き換える 4, 5,
- 運転免許証permis de conduireを取得する 7
- 運転免許証permis de conduireの種類 26
- 運転免許証permis de conduireを紛失したら 5, 17, 26
- 帰国売り 24, 25

* Je voudrais vendre ma vieille voiture.
私の古い車を売りたいです。

帰国手続き 10, 24, 25

教習所Auto Ecole 6

居住証明書Justification de domicile 5, 6, 7, 24

警察署commissariat de police 16, 26

- ・パリ commissariat de police区警察
- ・1区 TEL/01.47.03.60.00
- ・2区 TEL/01.42.60.96.87
- ・3区 TEL/01.53.01.93.60
- ・4区 TEL/01.44.78.61.00
- ・5区 TEL/01.44.41.51.00
- ・6区 TEL/01.40.46.38.30
- ・7区 TEL/01.44.18.69.07
- ・8区 TEL/01.53.76.60.00
- ・9区 TEL/01.44.83.80.80
- ・10区 TEL/01.53.71.60.60
- ・11区 TEL/01.43.79.40.12
- ・12区 TEL/01.44.87.50.12

・13区 TEL/01.40.79.05.05

・14区 TEL/01.53.74.14.06

・15区 TEL/01.53.68.81.00

・16区 TEL/01.55.74.50.00

・17区 TEL/01.44.90.37.17

・18区 TEL/01.53.73.63.00

・19区 TEL/01.48.03.82.00

・20区 TEL/01.40.33.34.00

警視庁PREFECTURE DE POLICE 18, 24

・パリ警視庁TEL/01 53 71 53 71

・POLIC TEL/17

県庁Préfecture 7

合意調書Constat amiableを記入する 18, 20, 21, 22, 23

国際運転免許証 4

自動車登録証Carte grise 7, 17, 24, 25, 27

市役所mairie 5

・パリ市役所 TEL/01 42 76 40 40

車両譲渡証明書Certificat de Cession 24

車両点検証明書Certificat de contrôle technique 7

車両保安点検制度 Nouveau Contrôle Technique/C.T. 17

譲渡証明書Certificat de cession 7

滞在許可証Carte séjour 5, 6, 7, 9, 24

日本の運転免許証 5, 25

日本大使館Ambassade du Japon 4

・日本大使館TEL/01 48 88 62 00

法定翻訳 4, 5

無担保証明書Certificat de non-gage 7, 24

わかば会 ジャパンリロケーション社 5, 9, 11, 15, 17, 18, 19

・わかば会 ジャパンリロケーション社

TEL/FAX 01 40 58 19 99

車

オートバイの免許証 26

オートマティック車voiture automatique 7

帰国売り 24, 25

キャンピングカーcaravane、付属車remorqueを利用する 26

車両保安点検制度Nouveau Contrôle Technique/C.T. 17, 24

* Je voudrais faire passer ma voiture au Contrôle Technique.

コントロール・テクニックをお願いします。

新車voiture neuveを買う 7



データでみる「社会問題化する交通事故」

フランス国内で、交通事故による死者は年間で約**8,000**人、負傷者は約**26,000**人。交通事故は大きな問題となっており、大統領も対策に取り出している。

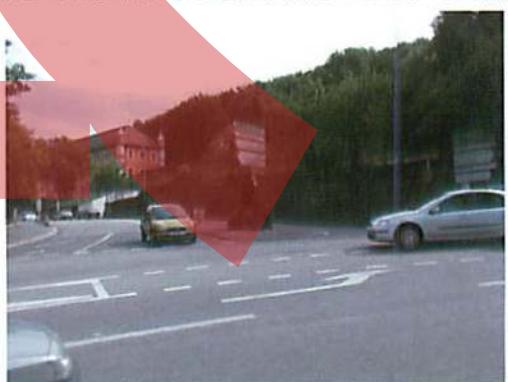
73%のフランス人が、特に女性は、現在の法規制が運転者に対して甘過ぎると感じている。

飲酒運転をする者や信号無視をする者、また速度を上げて運転する者に対して、法規制が厳しすぎると考えているのは、わずか**3%**の人だけ（3%の内訳では、女性の方が男性よりも多い）。

多くのフランス人（**68%**）が、バイクの運転者の速度規制をもっと厳しく取り締まることに賛成している。この点には、女性（**76%**）の方が男性（**59%**）よりも強く訴えている。

交通事故における死亡率では、65歳以上のお年寄りが**9%**と、各年代の中で最も高い。事故のときの、お年寄りのもうさを物語っている。

パリ市の死者をともなう交通事故の原因の**39%**が、飲酒運転。



自動車査定調査票

所有者名前			
連絡先	Email	TEL	FAX

ご希望の調査内容を V して下さい。

両方の場合は両方とも V して下さい。

- 日本へ持ち帰る場合の見積り希望
- フランスで帰国売りの場合の相場価格連絡希望

- 車種
- 年式
- 走行距離
- マニュアルかオートマか
- ガソリン車かディーゼル車か
- 外観
- 調子
- その他のセールスポイント

◆日本持ち帰りの場合の追加必要項目◆

- 車体番号（不明の方はカルトグリーズをFAXして下さい）

- 購入した年月

- 購入時の金額

- 日本での納車先 東京都内 その他（具体的に)

- 海外引越割引特典 利用します 利用しません

（トランスクーロ・日本ユーロムーバース社に海外引越をご依頼の方には、輸送費割引特典があります。）

帰国売り委託販売制度、買取保証価格を知りたい方は、この自動車査定調査票にご記入の後、この用紙を切り取り、ジャパンリロケーション査定係りまで、FAXください。

Email wakabakai@franceseikatsu.com

FAX 01-4579-5384

海外引越しメニュー



リストの作成 (日本側・フランス側)

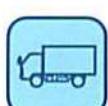
リスト作成も致します。

税関用と保険用のリストをわけてありますので、面倒なリスト作成が不要です。



荷物の梱包 (日本側・フランス側)

引越のプロが丁寧に梱包します。食器、家具から衣類まで、まとめてお任せ。



配達やゴミ回収 (日本側・フランス側)

配達も親切、丁寧に作業します。

配達後の別日程でのゴミ回収もOK。



引越免税 (フランス側のみ)

免税価格でのワインやワインクーラーのご紹介や、免税手続きをしらないお店との交渉までまとめてお世話します。言葉に自身のない方でもご安心ください。



粗大ゴミの処分 (日本側・フランス側)

粗大ゴミも作業時に引き取り、当社で処分します。



帰国売り (フランス側)

帰国売りご希望の品物は、写真撮影し、ホームページ、掲示板、雑誌への広告までお手伝い致します。売却先が決まったら、配達も無料で致します。



急ぐ荷物 (フランス側)

手荷物も無料超過分が倍に！！航空貨物(アナカン)が多量でも、ご安心ください。

※一部の旅行代理店、航空会社をご利用の場合、このサービスはご利用いただけません。



空港への移動 (日本側・フランス側)

空港まで手荷物を運びます。到着後も無料宅配で身軽に移動できます。

生活サポートメニュー



連絡先の確保 (日本側・フランス側)

携帯電話のレンタルサービスで出発まで連絡先も確保できます。



生活必需品レンタル (日本側・フランス側)

ふとんのレンタルサービスで、船便を早くでも困りません。日本到着後もふとん、冷蔵庫、電子レンジ、食卓などなど必需品レンタルを取り揃えています。



新居への入居 (日本側・フランス側)

※フランス側は清掃サービスのみ



入居前殺虫清掃サービスで、害虫駆除＆ハウスクリーニングで快適にご入居いただけます。



ハウスクリーニング (日本側・フランス側)

引越後のハウスクリーニングも、専門業者で丁寧に致します。お掃除も全部お任せください。



エタドリュー・お住まいの入退去のチェック (フランス側のみ)

大家さん・不動産業者とのやりとりが心配な方へは、立会いサービスもあります。



お子様のお世話 (日本側・フランス側)

小さいお子様がいるお宅には、女性によるエプロンサービスをご用意しています。



新生活セットアップ全般 (フランス側)

新居の物件探し、電気や電話の加入、保険、各種役所への手続き、パソコン設定、新聞申し込み、そのほか、新生活セットアップの必要なことを総合的にお世話しています。

「作業が丁寧、対応がテキバキ、価格が妥当」と、ご評価いただいている海外引越なら

TransEuro GROUP >>

Nippon Euromovers Sarl

71, Rue Fondary 75015 Paris

TEL) 01-4058-1000 FAX) 01-4579-5384

Email) nipponeuromovers@franceseikatsu.com

日本トランスユーロ東京

103-0024 東京都中央区日本橋小舟町15-10小舟町ビル3階

TEL) 03-3663-2600 FAX) 03-3663-2691

Email) fujita@premirewwm.com